

# 文政七年宝島江異国人到来事件

徳永和喜

薩摩藩には特筆すべき制度として外城制度や門割制度があり、加えて琉球支配による対外政策は、藩政史研究をより困難なものにしている。

対外政策の難解な問題もひとつ一つの小さな問題を紐解く基礎作業を積み上げることによって、全体像が把握されていくのではないだろうか。

小稿では漂流漂着に着目し、漂流漂着の処理がすべて平和的に解決するとは限らないことを藩では予想し、平和的に処理されない場合の緊急対応を想定した実践対策が策定されていた。しかし、それが現実の問題となつたのが、文政七年（一八二四）年八月のイギリス捕鯨船による宝島での牛の掠奪に端を発した殺傷事件である。この事件には、歴史的な名称が付されていないことから、小稿では、この事件を記録した一つの史料名である「文政七年宝島江異国人到来事件」を用いたものであり、以下同事件を示す略称として、宝島一件と称することにする。

幕府の外交政策は鎖国政策といわれながらも、内容は未熟な限定的制限の外交政策であったことは周知の通りである。異国船とのトラブルを避けるために薪や水を与えるという「薪水給与令」で対応していた。ところが、この宝島一件が報告された翌年、幕府は温厚な鎖国的政策の薪水給与令から一変して過激な「異国船打払令」を發布した。この外交政策の急転換の要因として、宝島一件は重視しなければならないもので

あり、薩摩藩のトカラ列島の小さな島（宝島）の事件として見逃してはならない歴史的大事件であることを確認しようとするものである。

薩摩藩には他藩に類例をみない通事制度があり、通事組織や通事の実践活動を漂着漂流を素材にこれまで検証してきた。簡略にまとめると次のようなことがいえる。薩摩藩には唐通事とともに朝鮮通詞の存在が確認される。朝鮮通詞は、慶長の役（丁酉倭乱）の被虜人として連れてこられた朝鮮の人々によって形成された村落である苗代川（現在は美山）に居住する「薩摩焼」の職能集団として有名であるが、朝鮮通事の役割を担ってきたことについてはあまり知られていない。薩摩藩の朝鮮通事は朝鮮人の系譜をもつ人々によって継承され、対馬藩の日本人による朝鮮通事とは趣を異にしている。存在自体が意外にも思える薩摩藩の朝鮮通詞は、唐通事とともに藩職制として制度的に整備されていたことが理解できる。幕命による漂流漂着異国船の長崎廻航を遵守するために藩が多大の財源と労力を掛け、制度の維持をしたとは考え難い。朝鮮通詞・唐通事の通事制度を保有する藩の意図とは何であったのかが、今後の大きな課題である。薩摩藩の朝鮮通詞の実践活動を検証するなかで、次の結論を顕示することができる。

①藩の漂流漂着船民対応が歴然とした送還体制を堅持していたこと。

②「このことは、江戸幕府と朝鮮国との国家間外交として成立していた。

③「この送還体制は東アジア国際秩序として維持されていたこと。

以上のことが指摘できるのである。逆の順序でいえば、東アジア世界には漂着漂流船民の送還体制できていた。それが国家間としては日本と朝鮮との間にも送還体制が完備されていた。それは国内における幕府と諸藩との間に国家間送還体制を堅持する国内的整備がなされていたことを物語つていたといえる。

加えて、薩摩藩は琉球国を支配するという特殊な事情から、琉球への漂流漂着もまた、薩摩藩にとっては処理が難しい問題を抱えていた。琉球国が薩摩藩の支配下にあると同時に、中国を宗主国とする東アジア世界を構成する侯国であり、日本が東アジア世界に属していないことが、さらに複雑な様相を呈する要因となっていたことである。

しかし、琉球国の独立性（侯国琉球）と従属性（薩摩藩支配）の相反する二面性を生かした支配こそが薩摩藩の琉球国支配の意義であり、中国への朝貢貿易権の掌握こそが支配の真の目的であった。中国船の漂流漂着船民は琉球国が対応したかのように見せかけることが必要であったためではあるが、幕藩体制下の外交政策を超えるものではなかつたことが、幕命による漂着・漂流船民対応の変遷過程に顕然化されていった。

国家間外交のない日本と中国との間でも、送還体制が長崎奉行を窓口になされていた。しかし、宗主国・侯国との関係にある琉球国は、自らの存在意義を發揮する必要上、長崎経由ではなく琉球国から直接送還体制を元禄九（一六九六）年に幕許を得たことで、中国からの信頼を得ることができたのである。

流漂着による体験情報は未知の世界を知らせ、また、貴重な海外情報をもたらすなどの、情報の窓口として取り扱われてきた経緯があるが、荒野泰典氏の「近世における漂流民送還体制が国内的・国際的に成立していた」ことが指摘されて以来、送還体制の研究が展開されている。

筆者も薩摩藩領域への漂流漂着に着目し、「薩摩藩の朝鮮通事について」（『青山史学第十三号（史学科開設二十五周年記念号）』一九九二）・「薩摩藩の朝鮮通事」（『近世日本の海外情報』一九九八）、「薩摩藩の唐通事について」（『南島史学 第51号』一九九八）を発表してきた。これら論文では、通事の役割と実践、通事の職階・役料、漂流漂着船民の本国への送還体制などをみてきたが、いずれも平和的な処理・対応がなされている。しかし、藩は異国船漂着が問題行動にてた時の対応も考慮していたことが知られる。小稿では、文政七年宝島で起つたイギリス捕鯨船の乗組員による牛掠奪事件の概要を示し、このようなトラブルに対処するための派遣軍勢や派遣される役職・職務等の規定をあげ、最後に同事件に関する数種の史料を紹介する。

## 一 宝島一件の概要

宝島一件は『三國名勝図会』に収載され、同史料は『薩隅日地理纂考』に明治時代の一つの特色とも言えるカタカナ交じりの文体に替えながらもほぼ同内容を伝えている。

ここで紹介する史料「島嶼聞見録」は、末尾に『薩隅日地理纂考』から引用したとされるが、明治十八年地租改正時に係官が宝島に赴き、見聞したことを記したことで、現地を踏まえ、さらに現地での聞き取りを加味したことで、事件概要を記す適切な史料とし、掲載する。

江戸幕府の対外政策は極めて限定的な外交に制限した。その結果、漂

## 係実地聞見録ナリ

## 宝島

○村口ニ英吉利坂アリ、其名ノ由テ起ル所ヲ聞クニ七島ハ元藩府ヨリ在番官ヲ派シテ島事ヲ治メシメシカ、文政七年甲申ノ歳、事アリテ、更ニ横目吉村九介貞翁本島ニ役セリ、是歳七月八日蕃船一艘本島ノ海上ニ來リ、七八人ノ水手端船ヲ下シテ番所ノ下ナル前籠港ニ上ル、在番吏出テ、応接セシカ、彼我言語ヲ適セス、蕃人野牧ノ牛ヲ指シ手様ヲナシテ、之ヲ請フ、在番吏等許サス、蕃人憚ハスシテ去ル、翌九日端舟二艘二十四五人ヲ載セテ、又前籠港ニ至ル、在番吏等之ニ応接スルコト前日ノ如シ、而シテ後語中諳義利須人タルノ事ノミ僅カニ通スルヲ得タリ、蕃人焼酎麦餅衣服刺刀小刀自鳴鐘及ヒ彼國ノ貨幣トナス所ノ金銀等ヲ出シテ、牛交易セントコトヲ乞フ、又許サス、只蔬菜ノ属ヲ与ヘ、衆品ヲ收テ帰ラシム、蕃人謝シテ去ル、既ニシテ端舟三艘ヲ發シテ前籠港ニ来リ、蕃徒二三十人上陸シ、島中處々ニ鳥銃ヲ連発シ、進テ番所ヲ射撃シ、本船ヨリハ絶エス大砲ヲ放ツテ、之カ応援ヲナス、蕃人乃チ海辺原野ニ繫ケル牛ヲ射殺シ、或ハ生獲シテ埠頭ニ去ル、已ニシテ彼益進テ番所ノ門口ニ廻リ鳥銃ヲ放ツ、九介乃チ門口ニ伏シ、之ヲ待ツ、蕃人之ヲ知ラス、闖入シテ九介ト相距ル三歩ノ所ニ至ル、九介突起銃ヲ放ツテ一人ノ胸ヲ洞ス、二人尚銃ヲ放ツ、九介惧レス、決然之ニ当ル、彼其勝能ハサルヲ知リ、死体ヲ棄テ走ル、於是上陸ノ蕃人又皆銃ヲ連発シテ退キ、急ニ端舟ヲ發シテ本舟ニ帰ル、賊ノ掠ムル所、牝牛三頭内二頭ハ生獲シ、一頭ハ射殺セシモノナリ、初メ牛五六頭ヲ埠頭ヘ牽キ去リシカ、九介ノ勇擗ナル戰鬪ニヨリ彼惶恐遁走セシヲ以テ、只三頭ヲ奪ヒ去レルノミ、而

シテ我一人ノ死傷ナシ、此日蕃船海上ニテ時々大砲ヲ發シ、翌日モ尚遠近ニ隠顧セシカ、十一日ニ至リ、全ク去テ終ニ見ヘス、九介等状ヲ鹿児島ニ報ス、藩庁再寇ヲ慮リ、物頭島津権五郎ニ命シ、兵ヲ督シテ急此ニ至ラシメシク、彼再ヒ来ラサルヲ以、九月朔日帰震セリ、後九介任満チ帰ルニ及ヒ、重ク賞セラレタリト、地理参考ニ載セタリ、此事士人ノロ碑ニ一致セリ、

文頭の「村口ニ英吉利坂アリ」、文末の「此事士人ノロ碑ニ一致セリ」とあり、事件の場所が村の入口であったこと、事件現場の坂の呼称が「いざりす坂」となったことを示している。明治十八年の段階での現地での聞き取りがいかされていた史料といえる。『薩隅日地理纂考』からの引用となるが、文意にはかわりはないが、表現には若干変化がみられる。

## 二 事件及びその後影響——幕の大転換

宝島一件後の経過を把握するのに、次に掲載する黎明館所蔵史料（「宝島外船入港記録」）は極めて内容豊富で有効な史料である。同史料は事件の概要に始まり、藩が再度の異国船の乱暴狼藉の再発に対処するためと沈静化を目的に軍勢が派遣されたものであり、さらに、その事件や経過が長崎奉行と江戸幕閣に報告され、幕府はこの事件を重視したことが理解できる。幕府が薪水給与令から「異国船打払令」に大転換したのは、貿易開国の外圧の高まりが幕政に極度の緊張を与えていた状況で幕府の判断に、この事件が決定的影響を与えたと思われる。以下史料を掲載する。

文政七甲申年七月八日昼七ツ時分、七嶋之内寶島より七八里沖子ノ方江白帆之異国船壹艘相見ヘ、同日七ツ時分一里計之所江乗來、無間茂橋船上より異国人七人寶島之内前籠りと申所江乗入致上陸候付、役々差越□□候得共言語不相通、本船江乗戻り、翌九日又候橋船式艘右之前籠江乗入上陸、牛之望ミと相見ヘ、手様いたし候得共、与ヘ候儀不相成段、手様<sup>二而</sup>相答、野菜少々相与ヘ候處、喜悅之躰相見ヘ、いきりすと計詞相分り、一往ハ本船江乗帰候得共、又々橋船三艘より多人数同所江乗入上陸、方々徘徊、海辺江繁キ有之候女牛壹匹鐵砲<sup>二而</sup>打殺、外ニ牛貳匹奪取致狼藉、剩在番詰所江向鐵砲頻打掛ケ本船よりハ石火矢夥敷打放シ、異国人三人鐵砲を持、既三人村江踏入候付、御番所前<sup>二而</sup>勤横目吉村九助、三人鐵砲を以打伏候處、残り二人も番所之方江向鐵砲打懸ケ、惣人數之内江逃込、都而本船江逃帰、無程午未之方江乗出、同十一日迄ハ遠沖江帆影相見ヘ候得共、其以後何方江乘行候儀不相知、

物頭

鳴津権五郎

御兵具方書役

壱人

医師

壱人

御兵具方与力

六人

右同足輕

三拾人

右寶島江漂來之異國船其以後不相見ヘ段申越候得共、又候乘來亂妨難

計、為用心寶島江右人數兵員等為持、申八月十一日鹿兒島出帆いたし、坊津<sup>二而</sup>獵船江乗替、寶島江渡海いたし候處、異國船其以後不相見ヘ候付、同九月朔日寶島出帆、同月十三日一同鹿兒島致着候、

一吉村九助打留候異國人死躰<sup>井</sup>所持品等鹿兒島送越候付、御用人勤喜入多聞事御使勤、唐船改石原龍次郎・異國掛書役千田喜兵衛事中途為警固長崎江差遣、九月廿四日長崎江到着、即御奉行所江及御届候處、當日西坂御仕置場脇往還筋江竹簀匂出来、右之内<sup>二而</sup>請取方有之、檢使高祐右衛門・石川又兵衛・網野弥右衛門出會、右畢<sup>而</sup>長崎在勤御附小森新藏同伴<sup>二而</sup>、多聞<sup>井</sup>警固兩人西御役所江罷出、用人久保田忠右衛門・給人高祐右衛門江取會候末、長崎御奉行高橋越前守殿多聞江面會有之、打留異國人<sup>井</sup>衣類所持品都受取被成候旨被仰聞、遠路太儀三被存候段御挨拶有之、警固兩人ハ一列御逢御口上同様<sup>二而</sup>、御附人新藏儀ハ別段被成御逢、寶島江異國人上陸及狼藉候故、吉村九助打留候由、及狼藉候上者は右之通取計候儀尤之事候旨、青山下野守<sup>(德裕)</sup>様被仰渡候段御達有之、御達書左之通、

御名

家来江

御名

領分寶島江異國人上陸及狼藉候故、家来吉村九助打留候由、狼藉<sup>二</sup>および候上八右之通取計候儀尤之事二候、右之段青下野守殿被仰渡候付申達候、

申九月

土方出雲守方江之御連札令拝見候、先達<sup>而</sup>被申聞置候薩摩國七嶋之内寶島江白帆之船漂來之節、打留候異國人<sup>井</sup>衣類所持之品同國山川村湊

江送来、早速御城下江送越候付、死骸被致見分、喜入多聞方其外警固相添、当地江被送越候段被示聞致承知候、異国人死骸并衣類所持之品請取申候、委細は、喜入多聞方并警固石原龍次郎方・千田喜兵衛方江申達候、右為御報如是御座候、恐惶謹言、

高橋越前守

九月廿五日

重賢判

町田監物様

北郷内記様

新納内蔵様

御報

この史料は、平成十二年に館有となつた宝島関係資料四巻のうちの一つの文書巻物である。四巻とは①題箋「鹿児島宝島外国船入港記録地図」（宝島絵図で事件関連詳細地図、本紙五五・九cm×一三一・八cm）②題箋「鹿児島宝島外国船入港記録」（射殺されたイギリス人・着衣・靴・帽子等図を描いたもの、本紙四八・四cm×六八九・九cm）③題箋「鹿児島外国船入港記録」（巻物の巻頭に「異国船御手当出張行列之図」とあり、藩派遣軍勢の様子が伺えるが、派遣された軍勢三十六人に比してかなり多い百名余の人物が描かれている、本紙二七・五cm×七八一・五cm）④題箋「宝島外船入港記録」（文書、本紙十四cm×二九二・四cm）の四種類の巻物は総称して「文政七年宝島へ異国人上陸及狼藉候砌打留候御届書并ニ絵図」と称されている。

## 二 藩の軍勢派遣規定

前述の史料「宝島外船入港記録」によれば、物頭島津権五郎以下、御

兵具方書役老人・医師老人・御兵具方与力六人・足輕三拾人の總勢三十人であった。「異國船漂着ニ付而之御手当絵図并賦帳」（『日置島津家記録之内 異國船方記録』）によれば、三十騎備賦・十五騎備賦・十騎備賦の軍事組織が知られる。紙幅の関係で具体的な内容を示すことはできないが、軍勢だけについて述べれば、異國船御手当十騎備一組總人数二五八人、同十五騎備一組總人数三七五人、同二十騎備一組總人数四四二人・五〇三人があり、三十騎備一組總人数一八七六人となつていて。

同史料には「三拾騎一組賦方之儀も同断仕置候、拾五騎御人數組人數少ニ而手輕ク取廻も致能、殊御内々無滞様御手当被仰付候儀、世上之間得も事々鋪無之宜被思召上候條、拾五騎之賦を以急事相調候様可仕候、少人数一組ニ而御不足之砌は二組三組其上幾組ニ而も様子次第可被遣候人數組因面賦之内、少々ニ而も相減候方ハ宜と被思召上候、多人数にては取廻不自由も有之筈ニ候、右之通被仰付候」（元文二巳年六月廿八日）とあるように、三十騎備賦は規模が大きく小回りが利かないことを指摘し、十五騎備賦を基準に、必要に応じて二組・三組の派遣が有効であるとしている。異國船漂着の長崎奉行所への届けは勿論のことであり、異國船漂着時には「唐船方請込三人、異國方筆者武人」の派遣が規定されている。

### 異国船漂着へ対応すべき役職と職務

#### 〔十騎備、十五騎備の場合〕

若年寄：記載なし

大目付：十五騎・十騎備の場合の大頭

与頭：十五騎備の鑓奉行のこと、馬廻大番のうちから急事に任命

異國方用人：右一番駆付二番駆付御備組被差越候節、奉行頭人江触渡

之首尾且又於漂着場勤方之次第、異國船他領江乘入候節、

其所之支配人江問合等之事

用人：右拾騎備被差越候節は鑓奉行被仰付候事、且又漂着場江罷越直長

崎江御使者相勤候事

地頭領主：右外城より急々人數御用之節無滞差出候手當且又所人數賦等

兼而見合置候事

物頭：右鉄炮弓長柄一備御人數組御預、鉄炮頭弓頭被仰付候事、且又御

兵具小道具迄馬印小旗押太鼓貝鐘拍木応備見合差分置候事

船奉行：右甑島種子島屋久島七島御手当之次第又は異國船破船長崎江被

差送候節之手當<sup>片</sup>長崎表江異國船漂着付御人數被差越候節乗船

等之事

普請奉行：右御出馬之節御陣被居候場所見合御木屋具<sup>井</sup>諸備々之諸備々

之木屋具等之考、大工鍛治石切堀小荷駄之人足其外御同勢人

足數賦帳を以内々見賦杭木水繩等之事、且又異國船數日及御

船長崎御奉行其外御隣國之御方自然御越被成儀茂有之候節之

御宿見合之手當<sup>井</sup>御家老其外之人数差越候節宿見合之事

長崎付人：御家老罷越候節漂着場江相越差図次第相勤候

御馬方：右御借馬<sup>井</sup>借鞍皆具見合置候事

郡奉行：右御人數組賦を以小荷駄<sup>井</sup>乘下雜馬其外人馬無滞相渡候事

細工奉行：右磨師鞘師金具師柄巻鉄炮張台師からくり師弓師矢師弦師塗

師鑓師絵師縫物師具足師急御用之節無滞内々見合置候事

### 三 宝島一件関係史料の紹介

「島津權五郎出張一件留全」（文政七年八月、紙数六十六枚）

〔島津權五郎関係文書（申渡書四通合本）全〕

〔文政七年 宝島江異国人到来事件〕

〔島津權五郎宝島出張一件日記二冊之内〕

一 （文政七年自八月十日至九月十三日）

二 （文政七年自八月十日至閏八月廿七日）

いざれも東京大学史料編纂所所蔵

〔史料1〕「島津權五郎出張一件留 全」

〔中表紙〕「文政七年甲申八月九日 宝島御渡海一件 諸書付入」

### 島津權五郎へ申合之覚

此節七島之内宝島へ異國船壹艘漂來致狼藉候付、為致出帆筋三八相見得候へ共、又々渡來之程合も不相知候付、御兵具方・与力・足輕三拾六人被召付、其外医師等相添為取締、宝島へ被差越候条得其意手當向

嚴重可取計事、

一島元へ差着船之上八横目吉村九助為取締七島へ被差越候處、当分宝島へ相詰居候由ニ付、御番所へ被渡置候御兵具・玉葉等立会致見分不用立分ハ引替相渡罷候上、何分可申出候、左候<sup>井</sup>以來締方行届候様在番人並吉村九助申談郡司共へも急度申渡置候様可致事、

一宝島之内へ自然異國船漂來及異儀候模様見請候ハ、応時宜打払候儀共、其場相應可取計事、

一七島之内余島之儀も見聞申付候条、異國船漂來之段相知候ハ、早速致渡海候歟、又ハ足輕之内見合を以差渡候儀共ハ時宜次第取計、早々飛船を以鹿児島へ可申越事、

一白米

但日數三拾日分、人數四拾式人賦

一真米

但日數式拾日分、人數同斷

一塙・增並薪

但百日分

右之通取払方へ向々より為相渡置候事、

其方へ被召付候与力・足輕船中より滯在迄之賄方与力之内坂口甚助・

同祐助へ取払申付、飯米故実以下一字虫食見ヘス

(等右之通相渡候條吉村九助江も見聞申渡候得共何篇可致下知事)

\*註「日記一件」で補ぎなう

一真米三百石

一用心銀式貰目

右式行為用心差越候條、長々及滯島米錢及払

底候者右之内相渡罷帰候上可申出候、

八月 異國船掛

(中表紙)「唐宝島役人共ヨリ

差遣シ候書輸入

明治廿八年七月久馨格護ス」

覚

当七月八日昏時分七八里沖、子の方へ船相見得申候處二、同七ツ時分灘近く堀里計乗來申候處に不見馴船と見掛、直ニ御詰御横目衆<sup>井</sup>御番所へ右之訳申上、島中寄せ置申候三無聞セ、橋船堀船七人乗組、前籠と申所

～乘入申候ニ付、御在番衆<sup>井</sup>島中之者罷出申候處二詞相分不申、尤手様仕候へ共、是又不申候、處ニ無間も本船之様に橋船乗帰リ申候、無程夜入其夜、島中陸地へ番之者付置、左候<sup>而</sup>同九日朝三四里計沖へ乗出相見得申候處三、四ツ時分又々乗入仕候ニ付、御在番衆<sup>井</sup>御詰御横目衆、其外島中之者罷出申候處二、手様仕形仕候えけれ有之者と詞相分申候、其外詞相分不申、牛望之由手様仕、且又喰物等も望之様相見得申候ニ付、右之通取払方へ向々より為相渡置候事、

度々手様仕候ニ付、牛之儀ハ不相調手様仕候處二、本船之様ニ橋船罷帰リ申候、左候て島中遠見付置申候處二、又々走帰り橋船三艘多人数乗組大間泊へ漕付申候得共、浪強く漕入難成、最所參候前籠へ乗入、直ニ鉄砲數筒打立、專御番所へ向、無限射掛申候、本船よりハ石火矢數筒打、中々近辺寄り付難成、左候へハ七八人も候哉、鉄砲を持手を<sup>口</sup>申体ニ相見得申候處二、女牛堀疋鉄砲にて俄ニ射殺し、外ニ武疋ハ生捕之様子ニ相見得申候、左候得ハ三列立鉄砲持、人家ニ參候折節御番所御門前<sup>三而</sup>御詰御横目衆吉村九助様鉄砲にて、右之者四間計にて御射殺被成候外、二人之内堀人ハ其折直ニ九助様御方へ鉄砲射掛申候、四五間位之所ニて有之候、其場所へ地下人平田大龍在、慥ニ見届申候、式人ノ橋船入着之前籠よりハ鉄砲數筒御番所へ打掛、夫より俄ニ橋船乗出本船之様罷帰リ申候、右之通詰御横目衆御射殺被成候御陰を以、島中無難にて御座候、其日七ツ過時分にも候哉、島中遠見を付置申候處ニ夜入時分巳午ノ方へ式三里計乗出申候、其夜島中遠目を付置申候、同十日朝相見不申候へ共遠目を付置申候處ニ八ツ時分午ノ方へ船相見得、夜入時分四五計乗來申候處二、右之船と見及申候、無間も夜入、同前遠目を付置申候、同十一日朝巳午ノ方へ拾里余りも乗出相見得申候、其日九ツ時分六七里計と見

掛申候程近寄申候へ共、又々先々遠く相成、夜入時分己ノ方之様乗出迷

計相見へ申候、同十二日遠目付置申候へ共、早天より相見得不申候間、

此段成行御届申上候、以上、

申七月廿三日

宝島横目

中村理兵衛

右同

平田権之進

掛橋門次郎書状（八月十四日付）

一筆啓上仕候、益々御機嫌能被成御座恐悦御儀奉存候、然は御書状山川にて拝見仕候難有奉存候、彼是都合等も宜しく少も御氣遣無之様、皆々様にも御申可被下候、御出船の時こち風吹申候間、彼の地へござ付申候、誠二いざましく事有之候は、垂水・新城・花岡・古江杯より引船押きりく

御船見掛十そう罷出、御船ニ唐打和御纏をさし立候形勢誠ニ朝鮮御渡海もかくやと思事ニ御座候、尤絵図差上可申候間御見可被下候外船我々船皆共ニほらの貝吹立老人としていざまさるは無之候、おちゝ様、おかゝ様、おはゝ様、むはゝ様、おあね様おふみとの外に申不止候間不成合なから、よろしく御申可被下候、返すべくも御氣遣有之間敷候、先ハ御左右為可申上、如此御座候、謹言、

八月十四日

掛橋門次郎

島津八郎様

掛橋門次郎書状（八月十六日付）

猶々申上候、龍藏金次郎様外ニ申不遣候間

宜様御沙汰被下候、

一筆申上候、皆々様御堅勝奉珍重候、然は十五日朝山川湊出船仕候得ハ沖浪あらく候間、又々山川津ニ走戾り、今通にては天氣もとかく二百二十日も相近付候間、極上天氣定候上、出船の賦り御座候、少も御念遣は

御家内皆々様無之様奉存候、船頭工者にて至て仕合の事にて頓と参付罷居申事ニ御座候、段々面白珍事も有之候得は委く申上筈ながら、早便にてとふも申上かたく候、おどゝ様よりも外ニ御状御遣無御座候間、私より申上候様承知仕候、せつかくいそき候得ハとふも天氣次第二候沙汰二て候得共穿方なく事ニ御座候、先一左右為可申上候、如此御座候、謹言、

八月十六日

掛橋門次郎

島津八郎様

〔文政七申八月十一日 宝島出陣ニ付荷物帳

島津権五郎

役人

長持 壱竿

竹おひ 壱ツ

吳座包御行李 壱ツ

風呂敷包 壱ツ

酒樽 壱丁

醤油樽 壱丁

味噌樽 壱丁

錢入叭 壱ツ

但八貫文入 壱ツ

壺大小	一	但足輕両人白物	一	但夏通酒入	一	壺壺	一	但足輕両人白物
卷壺	壺	浅黃風ろしき包	壺	但御著替入	卷壺	但足輕両人白物	壺	浅黃風ろしき包
袋入日笠	一	燒物	一	燒物	一	袋入日笠	一	燒物
但夏通酒入	壺	むしろ包吳座	壺	むしろ包吳座	壺	但夏通酒入	壺	但夏通酒入
壹本	壺	長包	壺	長包	壺	壹本	壺	長包
壹丸	壺	但こん布	壺	但こん布	壺	壹丸	壺	但こん布
壹箱	壺	野菜	壺	野菜	壺	壹箱	壺	野菜
壹ツ	壺	むきもの	壺	むきもの	壺	壹ツ	壺	むきもの
征箭	壺	柳行李	壺	柳行李	壺	征箭	壺	柳行李
壹箱	壺	村尾主左衛門	壺	村尾主左衛門	壺	壹箱	壺	村尾主左衛門
壹ツ	壺	伊地知市太郎	壺	伊地知市太郎	壺	壹ツ	壺	伊地知市太郎
白物	壺	白物	壺	白物	壺	白物	壺	白物
壹ツ	壺	同	壺	同	壺	壹ツ	壺	同
壹ツ	壺	置んたらひ	壺	置んたらひ	壺	壹ツ	壺	置んたらひ
壹ツ	壺	柳	壺	柳	壺	壹ツ	壺	柳
壹ツ	壺	白米咲	壺	白米咲	壺	壹ツ	壺	白米咲
五表	壺	但式斗五升ツツ入	壺	但式斗五升ツツ入	壺	五表	壺	但式斗五升ツツ入
三表	壺	拾五把	壺	拾五把	壺	三表	壺	拾五把
壹ツ	壺	薪	壺	薪	壺	壹ツ	壺	薪
炭	壺	但	壺	但	壺	炭	壺	但
小包	壺	式斗	壺	式斗	壺	小包	壺	式斗
船中用肴	壺	五升	壺	五升	壺	船中用肴	壺	五升
柳行李	壺	ツツ入	壺	ツツ入	壺	柳行李	壺	ツツ入
壹ツ	壺		壺		壺	壹ツ	壺	

### 〔史料2〕

「島津權五郎関係文書 全」（申渡書四通合本）

「坊津滯船」

島津權五郎殿

喜入多門

御自分來船、其外船々去ル十八日坊津へ挽入同所へ滯船之旨相達候、然

處御用之儀有之候間、何分御差団有之迄之間、其許へ一統滯船可被申付候、尤死骸積船之儀も自然其許へ致滯船候ハヽ、是又可被留置候、此旨監物殿依御差団早々申越候、以上、

八月廿一日

喜入多門

坊津滯船宝島渡海

物頭 島津権五郎殿

松平豊後守領分宝島へ異国人上陸狼藉候処、家来吉村九助異人打留候由及狼藉候上ハ右之通取計候儀尤之事候、

右之段青山下野守殿より被仰渡候間申達候、

島津権五郎系譜抜書

○久命事

文政七年甲申七月九日異国船來宝島七島之内自橋船上陸横行島中發銃刦人奪野牛警吏吉村九助貞翁放銃射斃一人異人恐懼悉逃去而達其狀本府、於是使久命以物頭率与力足輕三十六人渡宝島警衛、至則無事及以他日防禦之術令島中九月朔日發宝島、同十三日還本府復命、

○輝澄 弥九朗也

文政七年甲申之夏異国人來宝島狼藉、即使父久命行警衛、於是輝澄請官從父渡宝島、秋九月又と父還本府詳久命之伝、同八年乙酉九月朔日召久命於城、於敷舞臺為當番頭兼御用人、御家老町田監物久視伝命、是平日不怠勤、且去年異国人漂來宝島乱妨後為島中衛護以渡海之故也、

寅八月廿三日

文政元年寅八月廿四日御鉄炮奉行被仰付候事、

切紙

監物殿より被相渡候取次被達覚書之写

太平布 三疋

島津権五郎

写

右は去年七島之内宝島江異國船壹艘漂來、橋船より異国人上陸及狼藉候節、跡為取締被遣候処、諸事下知行届候段被聞召上候ニ付、右之通牒領被仰付候、

島津権五郎其外旅宿之儀ハ着島之上、同人見計を以、島役人へ可申渡事、

### 〔史料3〕「文政七年 宝島江異国人到来事件」

右御格之通可申渡候、

九月朔日

監物

六時分出帆之事

平山庄左衛門

船付

曾右衛門

異国船差越島中及騒卸吉村氏敵壹人射留被申候一件始終左之通

大船壹艘

右は兼<sup>而</sup>致精勤、其上先度宝島江異國船俵來及乱妨候跡、為取締遠海  
被差渡候付、旁之御取訣を以、右之通御役替被仰付御役料被下置候、

九月朔日 監物

当番頭  
御役料米式百俵

島津權五郎

但小階船程位、帆柱三本、白帆三重、矢帆柱迄四本程、船高ク相見  
得候、船外廻り白塗、上之方黒く相見得候、簾印不相見得間、矢帆  
之仕様<sup>ニ而</sup>則居留又進ミ致自在候筋相見得、小船は長五尋位、横四  
尺余リ可有之と相見得、外廻り都<sup>ニ而</sup>白塗薄き板<sup>ニ而</sup>めん島羽ニハキ  
立爰板なども無之、至<sup>ニ而</sup>手輕相見得、袖カイ長サ壹丈四五尺計、脇  
カイ六丁、長壹丈計も有之と相見得候、夫を以まね候故行事如矢、  
日本人などの腕刀<sup>ニ而</sup>ハ難及カイ長候、

足輕

石塚常八

児玉源八

堀常右衛門

古川覚右衛門

前田新四郎

文政七年甲申八月十一日御樓門ヨリ御備御繰出之事

其内四本甚助殿ヲ以御内證様ヨリ海上安全ノ御守頂戴被仰付候事、  
一御繰出之節ハ御角屋ぐらヨリ御内證様御覽被遊候由、  
一同十二日 小早船頭

右は当月八日北之方江船相見得漸々当島江差向ケ近寄候、其日之風辰  
巳之風<sup>ニ而</sup>向風同前、此方江差向參り無心元、人々氣を付居候處、無程  
帆成日本之船共不相見得帆も白相見得、左候得は階船とも不相見得何  
歟ト申候内半里計之所へ乗付、小船より七人乘<sup>ニ而</sup>前籠と申所江乘入、  
古在蕃松元次助殿・横目中村理兵衛差越候得は何方船共言語不相通手  
様ヲ以テ冲より遠目鐘を以見候得は牛相見得候、夫を吳候様牛々指差  
致、手様候間吳候儀不相成と致手様候内、当詰在番島役々出役有之候  
得は、直ニ小船押出本船之拵引取候ニ付、其成<sup>ニ而</sup>役々も被引取、別  
而無心元船と相見得候間、方々遠見番付置候處、北之方江三四里も走  
出、夜入船不相見得候、

より申出、朝五ツ半四ツ前<sup>ニ</sup>も候半、半里計之所江船を留、小船二艘  
御前籠<sup>江</sup>乗込、所之者共早々差越候得は、昨日之通牛を指差呉候様致  
手様何そ念遣敷体共不相見、詰横目吉村九助殿新古在番島役ニ被差越  
候處、彼方より書付差出横文字之ゆえ不相分、此方書付文字不相通、  
彼方より焼耐<sup>井</sup>麦<sup>ニ</sup>作候菓子通宝之金銀衣類或ハ刺刀、小刀、鋏、は  
り時計不相成と致手様米野菜等見せ候得は米沢山ニ持合、野菜は多ク  
呉候様致手様、田いも、唐いもなど呉候得ハ別<sup>ニ</sup>嬉敷体候相見得候由、  
船中乗組人數之事手様を以相尋候得は左右之手指七度握り候、左候得  
は七十人乘<sup>ニ</sup>可有之と相見得候、又阿蘭陀と対峙<sup>ニ</sup>有之、インキリ  
スと申事と相見得候、先年長崎<sup>江</sup>差越候エンケレス之事<sup>ニ</sup>ハ有之間敷  
哉と存申候、また鯨を書き片目を塞きなといたし笑候<sup>而</sup>、夫も突船よ  
り引候様致手様、船にももり之様成もの乗セ候由、我々ニは浜坂と申  
所より致見物居候へ共珍敷異国人之事候間不苦候ハ、見置申度、出役  
之衆江尋遣候處、差越候様承直ニ差越致見物候、頭はいり毛<sup>ニ</sup>大形赤  
ク又黒も有之候、毛至<sup>ニ</sup>短ク、眼相替候、又日本人ニ格別不相替も有  
之、勢は皆大ク、鼻勝<sup>而</sup>高ク、股引、革足袋等ハ唐人の如ク、帽子如此、  
短腰之上迄有之、袖細ク、衣服は日本人同前、衣服は大形赤ク至<sup>ニ</sup>  
勇猛の生質と相見得居候、牛を呉候事不相成と申事旨兼<sup>ニ</sup>候哉、又牛  
と指差あり申候共不相分候、野菜其外衣類等取揃候様致手様候へは、  
都<sup>ニ</sup>諸品取束暇乞と相見得、互ニ手を握りインキンニ致籠応候体にて、  
皆々小船<sup>江</sup>乗付本船之様相帰候、

無程、又々小舟三艘大間之方江差向參候段遠見番之者より申出、役々  
大間之様出役之處ニ折節大間は瀬波太ク、船付かたく見及候も引返シ、  
本之前籠之方江相向候段申出、中途より相帰、小船三艘共々無間、前  
籠ニ漕入、籠之口にて鉄砲三筒打、小子ニハ右様出役有之候儀も毛頭  
不存處ニ、右鉄砲を打候を承る、直ニ御番所木戸口駆付、本船よりハ  
石火矢を打、木山尻と申処、轡近ク乗掛、小船の者共ハ陸ニ上り御番  
所江差向鉄砲透間なく打掛、御番所より船付場迄ハ百四五十間も可有  
之、岡山も無之見通し申分場所、彼之方よりハ鉄砲を如此、たむしう  
ニ打掛此方江は御番筒四匁位武挺、其外ハ武匁已下之小鳥筒四五挺位  
ニ<sup>而</sup>、平場之勝負なりかたく味方を損候<sup>而</sup>は不相成、此上ハ唯静り返り  
居候ハ、自と村中江可走登、其時御番所木戸口ニ可打留外無之と評  
議相決相扣居候處、かねて烟と申候<sup>而</sup>船付場より四方一面ニ相見得付  
候広畑へ武人走行、牛ニ向ヶ鉄砲打候得共、射逃候と相見得、二筒目  
ニ射伏、追々右場所へ七八人走行、牛を追散し、右往左往ニ走廻り、  
牛を揚取引行もあり、老人ハ小高ク岡之上江走上り致見物居、射伏候  
ハ始終鉄砲打通し、本船より石火矢音絶間なく、然處最初牛を射伏候  
者共三人村江走向候と申候得は、味方大ニさハき立多人数木戸口江相  
集り居候、人々いつの間にか人を少相成、木戸口は吉村九助殿被踏留  
候氣色見受候間、にしこは平田藤助持筒相請取、五番所木戸口坂之下  
寺河と申候竹山より横合ニ可打留と申届駆行候得は横目中村理兵衛・  
平田藤助相続參候、寺河迄は行付候得共、見込候場所江得不出内本道  
ハ不参上道より敵三人御番所木戸口坂江向走上候處、鉄砲たんくと  
繞<sup>ニ</sup>一ツ鳴り候得は、老人は本道坂下り逃行、井河之口江牛牽走繋き  
有之、牛と岩との間武三尺明間有之所を、鳥之飛<sup>ニ</sup>とひろと見掛、  
鉄砲も得不打出残念至極存候、浜坂と申処迄<sup>ニ</sup>も候半大音を揚候声、  
日本人之声より倍高ク、如何様惣勢を船本へ相まどめ候為之大音と見

得、俄二船元さわかしく相成候、右通三人上道より走上り鉄砲も二筒

鳴、壦人逃行、武人は不相見得つめき声、牛の声のことく聞得候間、

武人共二打留無別条と存、我々三人右山を駆出、木戸口江走行候得共、

壦人射伏有之最早息も絶居候も難計、暫ク木戸口を堅メ居候得共不相

知、為用心被射伏候者所持之鉄砲平田藤助江為取、船も外へ漕出二付、

吉村氏など、いつ方扣居候處不相知方々尋させ候得は、番所上之頂ニ

被扣居候處尋行、始終之成行承候、御番所木戸口江吉村氏待受、敵合

四間計之所ニ而射伏被申候ハ、壦人は上道より逃行候由相知被安心

候、一筒ツ、鉄砲逃々捨打ニ打掛候筋と相見得候、吉村氏手柄故惣勢

も直引取祝儀共申候、誠ニ吉村氏敵合四間計引受射伏被申候業合、余

程心氣しづまり不申候得は、夫迄は待付かたく感入候、其場江居留り

相堅メ候人數纔三拾式三人名前略ス、其外は方々行散り人數無之、平

田藤助・前田孫之進武人は其場より直ニよこひの鼻と申所江遠見ニ差

遣、追々落集候者共方々江遠見ニ差遣、郡司役所江我々ニも打詰諸事

無心置致差引候様、吉村氏・貴島氏杯様より訛而承趣有之、郡司役所

江皆々列立差越候處、うてふてんニ而何之頓着も無之、賄方飯米手当等

旁不差置致下知候、惣勢引払之時分は七ツ半大鐘時分にても候半と残

候、追々遠見番より届申で候は本船江小船都而引揚、半里計島を隔、

西の方を廻り、其節迄も石火矢は節々打帆けたの上江三四人上り致遠

見候体ニ相見得、午の方一里半計走り出、夜ニ入船に相分候段申出、

其夜は遠見番も方々江被差遣置候、

但吉村氏より承候は少シ左ニ寄り当り候と覺居候段承候間、死骸相改候處、不違胸板、少し左ニ寄り背中射ぬき被申候、手足背中三ヶ

所にものゝ疵と相見得古疵之跡有之、手之疵ハ新ク相見得候、節々

海賊等いたし蒙りたる疵ニ而可有之と申事ニ候、最初差越候より袖

カイを取候も、此は陸ニ上り、真先キ牛を射伏、村江走向候も此者

ニ而候、頭を取候、強氣者と相見得候、

女童老人都江山々へ相逃、近山江相逃居候者ハ暮ニ及追々帰候ニ付、

女共ハ終夜米打方為致、遠山江逃行候者共ハ飯続方島中惣人數郡司役

所江相集置、役所貯ニ致させ候、尤当島米ニ虫付あり、糲ニ而廻置候間、

摺米相少ク吉村氏より白米武儀直ニ相渡、其外摺米持合候も都而取揃、

又いちゝ氏方より米壱斗余借入させ、にしニは手本江米毛頭在合平米

四五升持合候間、夫を給させ候、吉村氏米無之候得ハ糲摺方急ニ不相

調、其上人數も無之、右之蔭を以て急事相弁、都合よろしく候、

一又々乱妨可致儀も難計、吉村氏新古在番衆談之上、人々ニ応役賦り無

之候ヘバ、今日之通人數行ちり妨かたへとの事ニ而帳面江仕立役賦有之

候、にしニハ鉄砲之役を承り差図ニ応候、尤御番所木戸口逆中江逆も

ぎを引、外道有之場所切塞き、木戸口之上江三尺余土手を築き上、鉄

砲七八挺位被打候様、陳場を拵皆々勵候故、夜半ニ不相成内ニ致成就

候、

一翌十日夜明候ヘハ船不相見得候段申出候間、にしニ而木屋ヘ罷帰居候

処と、又々五ツ時分ニ而も候半、午の方江船相見得、追々届申出、漸々

近寄候段申出、則にしニも役所相詰居候、村中大ニさわき立、諸道具

を取集メ衣類鍋半釜迄取出、右往左往受喫立候間、皆々役所江集ひ、

差図之上山江逃させ候様致下知候得共、耳ニも不聞入山ヘ逃行、手ニ

及手ニ不申候、七ツ時分ニは五六里も有之候半、大間江差向參候段申

出暮時分ニハ二三里位も有之候處ニ而、夜ニ入船不相分候、遠見番所

東西共諸所江遣置、夜中陸江上り候も難計候得共、大形夜明未明より

乱妨可致と、皆々 鉄砲込合早込に用意迄もいたし相待居候、勿論大間より上り候ハヽ、東の方ハ「いつ方、西の方ハ「いつ方」而可相防と評儀相決、遠見番之外ハ山草履作りかた等為致役所江集居候、

翌十一日夜明候へは、船不相見明候段、昨日より山へ為逃置候、女童

老人今朝相帰候、又日出過二相成候得は、午之方江又々相見得候段申出候、昼八ツ時分ニハ当島より東の方七八里も有之所迄参り、夫より又午之方江向ケ走行漸々遠ク相成候音、前々ハ船も不相見得候、本国江致帰帆候節ハ大東江参り走り申候由候間、其節之風東風二而候間、間切走り三而、右通度々相見得候半と申事候、遠見番は為念両所へ被出置候、翌十二日朝ニ相成候へは、船も不相見得候、

一別而世話ニ存候へは、右通強氣成者ニ候間、又々致乱妨山などへ火を掛け候得は当島ハ皆竹山統候間、無残焼松可申ど、是ニハ身体行廻り致心配居候得共、無之儀致安心候、

一射伏候牛壱疋外二疋合二疋都而女牛ニ而候、船元江五六匹も引行候と相見得候得共、急ニ引取候故、津烟ニ而取散シ候哉、疋ニ而牛改候得共、右之通不相見得候三疋被奪取、残多次第三存申候、外ニ矢當リ之牛壱疋玉入り居り腫病候得共、漸々快相成申候、

一跡達而承候へバ二度目差越候節、鯨を突候もり外ニ長柄之もの武本、頭ハ武尺計の切れ之袋入候もの船ニ有之、何にて可有之と、氣を付見候を察候ヤ、直ニ魚を釣候致手様、右之道具と指差候由候へとも為用心乗セ候鎗類之ものニ而可有之と申事候、

右之通及騒動候儀被成御聞候ハヽ、掛ニ而之御世話可給と右始終之成行不入事迄も筆ニまかせ書散之為御安心申越候、端島之事候間、毎々右様之事共ニ有之候ハヽ、小子ニモ最早六十才近ク罷成老骨込入候、三日ハ昼夜安眠も得不致万事御察可被下候、以上、

七月廿日 本田助之丞

本田仲右衛門様

森喜右衛門様

宿許

— 24 —

一塩硝入牛之角口、薬入ハ不相見得候、塩硝ハ小割ニシテ勝たる塩ニ而三尺四五寸も有之候半、台迄四尺六寸計火打からくり武刃位之玉四ツ込居候、

一衣服猩々縫類之物と相見得候、股引之様成は黒羅紗帽子は簾を以て作

一衣服猩々縫類之物と相見得候、股引之様成は黒羅紗帽子は簾を以て作

### 薩藩雜史

文政七年甲申七月九日於河辺郡宝島横目吉村九助との嘆惜西人被打果候始終大概、

### 吉村九助殿宿元状之写

一当月八日四ツ時分、爰元西之方浜江白帆大船壹艘見得來相成居、七ツ時分橋船壹艘御番所下前籠江水主七八人位ニ而為參由ニ付島役共差越

生國為承候得共、音語不分由、然共手様を以て牛を望候様子ニ見及御座候得共、返答不致候處、夫成ニ而本船江為引取由候、然処翌九日四ツ時分右同所江船式艘水主七八人位ニ而乗付相見得候付、島中其外在番衆杯多人數出会、本船等何か之次第とも承候へ共、何も不相分日本とか申事有之、手前ハイギリスト申事計相分、左候ニ而牛を呉候様手様を以再三申候得共、遣事不相成段、此方より手様ニ而申聞野菜ふと差送呉候、早々引取候様申入候處、当日八ツ時分船三艘取仕立多人数乗付右同所江又々乗來、直ニ鉄砲夥敷打立、專御番所江差向打掛候、又ハ相掛居候本船之儀は時々石火矢を打、島中切ス体ニ相見得陸下り人数ハ手分いたし、海辺野原之牛を射殺し、或ハ相捕メ及狼藉候得共、小島小人数ニ而心之眞防方不相成、おのつから村江踏入可致乱妨勢ひ相見得候付、御番所城戸口江差横防かた折柄、右海賊三人銘々鉄砲を持すで二村へ踏入体ニ見受候付、拙者ニも鉄砲ニ而右頭取立候ものと相見得、紺羅紗羽織着候者壱人三間計之所ニ而打留候處、跡人数之内鉄砲打掛、海辺同列の方へ逃去候形ニ相見得、右始終仕抹仕形中々緩せすへかね候、甚不快千万成儀共有之候得共難申尽候、

申七月

右吉村九助との宿元状之内ニツ書ヲ以被申越候写

古在番帰帆船頭名代上町之袈裟太郎大門口御番所ニ而申口聞書

一当七月八日七島之内宝島前籠と申所壱里計沖江イギリスト船汐掛いたし、橋船老艘七八人乗ニ而下り、本島飼置候牛海辺江つなき置候を見もらひ度致手様候付、不相成由申達候得共、是非々々貰度由ニ付、此牛を遣候へハ首を切、法度候間遣趣致手様候處、右船乗帰リ翌九日四ツ時分

橋船式艘六七人ツ、ニ而乗來、昨日之牛是非く強而願候得共、遮而不相叶段申切、其外野菜類入用候ハ、可遣旨致差様候處、貰度由ニ付諸野菜式駄位遣候由、又米を見せ入用無之哉ト致手様候處、入用無之由ニ而武艘共ニ乘帰り、其日二時計間有之、橋船三艘乗來手々ニ鉄砲持來、右前籠ニ而牛壱疋鉄砲ニ而射殺浜ニ而拵方いたし、外ニ活ながら武疋奪取、外ニ矢當之牛壱疋玉入りニ而取残有之、小島を何などひ候哉、鉄砲繁々鳴シ候付、島女老若惣而壱里計之山中江逃隱候、頓而御番所を志し上り来候を詰御横目吉村九助式勿壱分強葉にて先立候者を胸先より後へ射通候處、其外之者皆共橋船江取乗逃帰り候由、尤諸所上り場所江は詰合之人数其外島中之者鉄砲手馴候者共、都而間伏立ニ而上り來候ハ、惣而射殺手配有之よし、島中四五日夜寝も不相成大騒動ニ而御座候、

宝島先在番

新在番

松元次助

上原市兵衛

貴島助右衛門

平田清兵衛

右之通候處、本船ハ碇を上ヶ、頓而乗出し島乗はなれ、又乗寄候由、後ハ大島の方へ乗下り候様帆影相見得候、打留候者は塩漬ニ而格護、衣類<sup>井</sup>所持之鉄砲は差登此節飛船差立伺ニ相成候由候事、

一七島之内宝島在番之儀は一ヶ年一詰ニ而交代被仰付、横目吉村九助殿儀は御用有之別段渡海被仰付被詰居候處、文政七甲申七月八日異国舟差越及騒動敵壱人打留候成行、則飛舟を以御披露被申上候處、海上武百里内外之海路別<sup>而</sup>之荒波故着無之、然處古在番貴島助右衛門殿・松元次助殿交代ニ而被罷帰、八月七日山川津江着ニ而飛舟着之儀被相尋候處、着無之候付夜通被罷帰、同八日鹿児島江着、直ニ御披露被申上候處、

則より御手番有之、翌九日左之通被仰付候、

大将物頭

御兵具所書役

島津權五郎殿

齊藤助五郎殿

御番醫師

谷村栄元殿

御兵具方肝煎七人

權五郎殿二男生年十八歳

島津權五郎系譜ハ弥九郎輝澄トアリ

掛橋門十郎殿

右壱人時分御願渡海

小早船四艘

一荷方舟四艘

鉄砲五拾挺

一鎧式拾本

石火矢三挺

一塩三千五百斤

弓武拾挺

一火繩矢玉過分

楯之板

一味噌鹽過分樽二入

薪過分

一白米五拾石

山草履千足其外入用之品々

真米三百石

右は御番地米藏より積入外三百石、山川兩御藏より異國方御手番御用

心米之内より積入有之筈候由、

物頭兵具之儀は兼而御手番有之候通、都而供廻迄自分物、

書役・医師・肝煎・足輕着用之鎧御兵具方より、

小早舟船頭・水主之儀ハ御船手より不足人数は兼而御手番之通上下町より直ニ差立、

一 荷方舟之儀ハ浦舟前之浜江廻船之内より船頭・水主檣成を御船奉行より吟味ニ而、直ニ御用舟被申付候由、

但荷方船式艘は前之浜廻船之内より直ニ御用舟被申付、式艘ハ於山川被申付候由、

右請持之御役場町奉行・御兵具方・御舟手・物奉行所御眷屋、

右は申八月九日兼而御手番之通被仰渡、翌々十一日 御殿より大將馬上ニ而繰出、纏ハ朝鮮御渡海之節御持セ之金之逃団羽之纏肝煎手鎌野羽織・野袴、足輕ハ野羽織股引ニ而下津端下タ会所立宿上下七拾武人、小早舟四艘江乗付、十一日晚山川へ向出帆海上十三里、

但朝鮮人・琉球人以後初ニ而之珍事ニ而武器ハ不及申、諸品々向々より持運、兵糧は米藏より繰出、下馬先より津畠迄見物人群集いたし候、御出之御入倅無申計候、

本文ニ付、文祿元暦壬辰年 義弘公 久保公御父子闕舟拾四反帆住吉丸より高麗御渡海被遊候付、此節宝島渡海ニ付ニ而も、右之例を以御船奉行より小早舟差出候付乗舟有之、山川津より及両度出帆有之たる由候處、海上武百里内外有之、別ニ而之荒波故小早舟之儀は上勝之舟ニ而難乘届、其段早打を以被申上候處、鰐舟江乗替被仰付、小早舟乗与人数鰐舟拾八艘ニ乘移出帆有之、尤最初小早舟江乗付居候御船手船頭・水主壱人ツ、船中取締として乗せ付られ候由、

但肥前国名護屋より対馬江海路四拾八里対馬より高麗へ四拾八里日本より九拾六里

右は宝島渡海惣人數舟中込武百八拾余人相及候處、小島故陸宿無之、足輕杯は舟中杯居之由候、然處兵糧積舟四艘之内武艘相届候處、浜無之堀里計沖江相掛り糧米接岸困難致卸方、本舟ハ直ニ琉球之内大島江

相逃候由、宝島江三拾余日滯在為有之由候得共、最早異舟不相見得、

長々滞島有之候<sup>而</sup>は兵糧難続、三拾余日滯在<sup>而</sup>九月中旬惣人數引取帰

帆有之候、然処島津權五郎殿供舟壹艘着無之、於沖中風波強く命から

く<sup>而</sup>十四五日相後レ着、尤兵糧積舟式艘は今二行衛不相知候事、

吉村九助打留候異国人死体請取方として御兵具所肝煎壱人・足輕五人

舟御取仕立、宝島江被差遣、九月初山川江入津、同六日鹿府着<sup>而</sup>異国

舟手番掛御用入多門殿頭役<sup>而</sup>、其外唐船改役・御兵具所・肝煎・

足輕多人數才領<sup>而</sup>、同八日鹿府出立<sup>而</sup>長崎御奉行所江被差送候事、

或雜書之内より左之通書抜

吉村九助事、宝島江横目勤三而渡海候處、イキリス船漂着橋船より多

人數致上陸、飼牛式三疋盜本船江乗せ、猶亦方々及狼藉候付、御番所

江向參候を見て、宝島郡司平田平六壱人残り、外ハ何方へ逃去候哉不

相知、右北坂上り口より門柱迄ハ九間有之由、イキリス人三人共鐵砲

持そろく参候、依之五間計歩纔三四間有之候時、九助鉄砲を以イキ

リス人之左の乳の上を駆被射候處、直ニ倒れ外式人ハ声を上ヶ逃、外

イキリス人一所ニ小舟三乗、早々本舟江乗付致出帆候由、其折遠島人

本田助之丞と申走人究竟之場所江出張働有之候、外同様之人<sup>井</sup>詰役々

壱人も何方へ居候も不相知、如何様山ニ隠居候哉と風聞不宜、イキリ

ス人被打留候は七月九日八ツ半七ツ時分の由、九助被打鐵砲音老ツト

平田平六聞候由、本田助之丞ニは少隔り被聞候處、タン々々と武ツ鳴、

都合鐵砲三挺鳴候由、式丁ハイキリス人之由、其夜雲晴月さやか成け

れハ九助歌に生年五拾七歳、

雲晴て見るめ涼しき夏の夜の月の霜をく浜の真砂地

其後助之丞ニは働よろしき段申出相成候處、種子島へ島替被仰付、新宅を為昨叮寧ニもてなし始終致安居候様被仰渡候事、

月番御老中江御届書

私領分薩摩國七島之内宝島冲江七月八日白帆之船壹船漂來、橋船より

異国人致上陸候付役々差越相尋候得共、言語文字不相通、無程本舟江

乘戻り、翌九日橋舟より致上陸、牛望之由致手様候付、不相調段手様

相答候旗印ハ難見分候得共、えけれど申言葉迄相分り、野菜を

呉候處、本船江乗帰り、又々橋舟より多人數上陸方々致徘徊、海道江

繫置候牛壱疋相殺、外式疋奪取在番所江鐵砲繫相放及狼藉候付、為目

付役彼島江遣置候家來吉村九助と申者、鐵砲を以異国人之内壱人射留

候處、其余之者共不殘本舟江逃帰、午未之方へ乗行、同十一日迄之間

遠沖江帆影相見得居候得共、其後何方へ乗行候儀相知不申旨申来候、

依之物頭島津權五郎ト申者江人數相付、彼島人差渡其外浦々島々江も

取締藤堂申付置、右打留候死骸地方へ差送次第警固之者相添、長崎江

可送遣旨彼地奉行江委曲申達置候旨、國元家老共申越候、此段御届申

上候、以上、

閏八月十一日 御名

一文政八年酉十月十五日左之通

一郡奉行

一御役料銀式枚

一横目勤方是迄之通

吉村九助

右は多年番役相勤、其上先達<sup>而</sup>宝島江異國舟漂來候節働宜敷奇得（特）

之至候、尤公義（儀）よりも御沙汰之趣も有之候付、思召を以、右之

通

御役被仰付御役料銀も被下置候、

右御格之通可申渡候

十月 内藏

八月十日願書之写

口上覚

島津權五郎宝島出張一件日記 一  
(文政七年自八月十日 至九月十三日)

日記

八月九日

今日昼七ツ過異国方掛御家老衆町田監物殿御宅より急御用二付可罷出  
旨御承知<sup>二而</sup>被成御出候處、左之通り被下渡候御書付之写

監物殿より被下渡候御書付之写

一 島津權五郎

右七島之内宝島江異國船壹艘漂來候船より致上陸及狼藉候付致出帆候  
得其為取締、早々宝島江被遣候、右可申渡候、

八月 監物

右之通喜入多門取次を以被仰渡候、

右同人より被相渡候御書付之写

一銀七枚

島津權五郎

右此節急々宝島江被遣候<sup>二付</sup>、右之通被成下候、

右可申渡候、

八月 監物

私事此節宝島江異國船漂來三付被差越候旨被仰渡、依之奉願候、滯島中為締二男掛橋鄉次郎召列申度奉存候候間御免被仰付被下度奉願候、

此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

島津權五郎

八月十日

願之通御暇被下度候、

八月 内記

右之通相認、月番御用人江相付差出候處、御帳紙を以御免被仰付候事、  
一 急御用二付、早々相仕舞、其届可申出旨御承知候間、十日四ツ時、直  
ニ御登城御仕舞方被為済候御届被仰上候事、

一八月十一日四ツ時御出立、本御門より吉利屋敷前 御殿江御登城、直  
ニ御家老御座候御出、尤喜入多門殿より宝島在番平田清兵衛殿・上原  
市兵衛殿江被遣候堅封壹通被相渡候、閏八月六日宝島江着船之砌、拙  
者旅宿<sup>二而</sup>右之三人江隨ニ御渡被成候事、

監物殿より被相渡候御書付之写

島津權五郎其外旅宿之儀ハ著島之上同人見計を以島役可申渡事、

御登城之砌、多門殿より被相渡候御書付写

此節七島之内宝島江異國船壹艘漂來致狼藉候付、為致出帆筋二八相見

得候へ共、又々渡來之程合も不相知候付、御兵具方・与力・足輕二拾六人被召付、其外医師等相添為取締、宝島江被差越候條得其意手当向嚴重可取計事、

島元江差着船之上ハ横目吉村九助為取締七島江被差越候處、当分宝島江

相詰居候由ニ付、御番所江被渡置候御兵具・玉葉等立会致見分不用立

分ハ引替相渡罷帰候上、何分可申出候、左候而以来締方行届候様在番

人並吉村九助申談郡司共江も急度申渡置候様可致事、

宝島之内江自然異國船漂來及異儀候模様見請候ハ、応時宜打拵候儀共、其場相應可取計事、

七島之内余島之儀も見聞申付候条、異國船漂來之段相知候ハ、早速致渡海候歟、又ハ足輕之内見合を以差渡候儀共ハ時宜次第取計、早々飛船を以鹿児島（江脱）可申越事、

一白米

但日數三拾日分、人数四拾式人之賦

一真米

但日數式拾日分、人数同断

一塩・噌並薪

但百日分

右之通取拵江向々より為相渡置候事、

其方江被召付候与力・足輕船中より滯在迄之賄方与力之内坂口甚助・同祐助江取拵申付、飯米故実等右之通相渡候条吉村九助江も見聞申渡

候得共何篇可致下知事、

一真米三百石

一用心銀式貢目

右式行為用心差越候条、長々及滯島米錢及拵底候者右之内より相渡罷帰候上何分可申出候、

右之通申渡候条聊手抜有之間敷者也、

八月

異國船掛

坊津之滯船之内江御申来候御書付写

御自分乗船其外船江去ル十八日坊津江挽入、同所江滯船之旨相達候、然處御用之儀有之候間、何分御差団有之迄之間、其許江一統滯船可被申付候、尤死骸積船之儀モ自然其許江致滯船候ハ、是又可被留置候、此旨監物殿依御差団、早々申越候、以上、

八月廿一日

喜入多門

坊津滯船宝島渡海

物頭 島津権五郎殿

御書付写

御時分事、当分坊津江滯船之段相達候處、七島之儀、別而難海之儀故、別段御吟味之趣有之、鰹船江乘替被仰付候条、右御手当旁為差引石原龍次郎・薬丸喜八其許江被遣候付、御用節儀右面々ヨリ承知可有之候、尤荷方船之儀モ壹艘ハ減少候、此旨監物殿依差団申越候、以上、

八月廿一日 喜入多門

島津権五郎殿

領分宝島江異国人上陸狼藉候處、家来吉村九助異国人打留候由及狼藉候上八、右之通り取計候儀、尤之事候、

右之段青山下野守殿ヨリ被仰渡候間申達候、

文政七年甲申

一八月十一日出立乗船候得共、順風不宜候付其夜滞船、

一同十二日朝六ツ半時、前之浜出帆同日夕七ツ時分山川湊江着岸、此所ヨリ度々致出帆候得共、順風無之、十四日迄滞船、

一同十五日朝四ツ時出帆、昼八ツ時山川之内仲ヶ水ト申所江汐掛、又風惡敷山川湊江吹返、

一同十六日滞船、

一同十七日朝五ツ時山川出帆、諸浦々ヨリ曳船余多差出ス、夕七ツ時知覽之内松ヶ浦ト申湊江入津、夜半頃ヨリ風並宜敷相成、八ツ時ヨリ出帆、翌十八日朝六ツ半時分坊津湊江入津、

一同十八日ヨリ廿二日迄順風無之、滞船、

一同廿二日夕方鹿児島ヨリ飛脚到著、御家老座御用封相届、出帆之儀可見合旨申來、其訛ハ鰐船ニ乗替候様被仰候趣ニハ、夜九ツ時分唐船改役石原龍次郎・書役樂丸喜八御船手下目付久留助衛門外船頭壹人山川ヨリ知覽川尻・坊泊浦江御手当有之由ニ被差越候、

一同廿八日朝五ツ時過、坊津出帆順風宣敷、十八艘之船々口永良部ニ差向走リ候処、其夜九ツ時分口永良部島江著岸、翌日明方迄三追々十八艘共著船、

一廿九日ヨリ閏八月四日迄順風無之、滞船、

一閏八月七日朝四ツ時分口永良部出帆、暮六ツ時諏訪之瀬風下ニ而汐掛、一同六日朝六ツ時分諏訪之瀬出帆之処、風惡敷惡石江又汐掛、夜八ツ時分二宝島大間籠並後之浜江著船迫り、著船右之内中之島江致汐掛候儀有之、同日迄二十八艘共無恙致著船候事、

一同十一日昼八ツ時異国人死体為見分致役々立会候、横目吉村九助・在番平田清兵衛・上原市兵衛其外与力・足輕ニ而候竹内運右衛門相請取候而塙込直し、運右衛門江引渡置候、

一同廿二日昼八ツ時分塙付死体積船出帆、

一九月朔日昼八ツ時分宝島前籠出帆、西あせなせニ而順風宜敷中之島江八ツ時分著船致汐掛候処、追候類船翌二日夜迄著船、

一同十三日曉中之島出帆、夕七ツ半時分屋久島之内永田江著船、夫ヨリ一港之様差越候、

一同十二日朝四ツ時一湊出帆、日入時分山川湊江入津、

一同十三日山川出帆、夕七ツ時分鉄砲場沖江汐掛いたし候処、雨強く日入時分、前之浜新築地江著岸、

島津権五郎宝島出張一件日記 二 止

(文政七年自八月十日至閏八月廿七日)

日記

四時分御帰り被成候事、

其番は終夜御仕舞方、

十日晴天

一四時分仕舞相済候御届御申被成候、

一私御暇之願書、四時分差出候、八時分御免被仰付候、

一七時分詣訪弁天いなり御参詣、

一其晩は段々御見舞として御出有之候、

十一日晴天

一朝四時前御家内中様御盃之事、

一求馬様惣次郎様場負様作太夫御出有之候、其外遠武正右衛門殿鷺頭龍藏殿重久篤右衛門殿同金次郎殿米良庄左衛門殿、

一四時前菱刈李之介様御暇乞御出、其外平川市左衛門殿相良甚太夫殿、

一御盃相済候間、四過御登城の事、

一直三御家老御座江御出、

一喜入多門殿より彼是含之御書附御渡被成候由、

一其より御兵具所江御出御樓門より御備御繰出、

一其内四本甚助を以 御内証様より海上安全の御守被下候、

一彼是の内御内役様より御盃のこと、

一御繰出の節は御角屋くらより御内証様御覽被遊候由、

一下馬ニテ御城江御向御馬被召候、

一唐団扇の御纏先江御持セ被成、

一加治木御屋しき角より御屋しき御門前より御下り六日町通り石燈ろう

通り御下りニテ其より横通り御打被成候、下会處江御立宿被成候、

一惣次郎様・求馬様・鞆負様・直江様・新之丞様へ御門送りとて舟附場

江まで御出、尤下会處ニテ御盃有之候、

一八郎様も御同様舟附まで御出、

一其外龍藏・金次郎・正右衛門・篤右衛門・七郎

一大鐘時分御乗舟の事、

一其日は順風あしく御出帆の儀難成候間がんき内江汐かゝり、

一乘組人數鄉次郎作

足輕石塚彦八郎玉源人堀常右衛門機五郎  
足輕兒玉源八石塚彦八 石川覺右衛門前田新四郎

十二日半天

一小早船頭 平山正左衛門

一船附 曽右衛門

一六時分御出帆の事、

一相図として貝吹申候、

一新城花岡古江様より引舟出ル、

一大鐘時分山川湊江入津の事、

一所役々見舞、尤愛甲庄八左衛門と申者所御立宿ニテ候、尤所より酒吸

物飯出ル、

一風呂相立候間御入被成候、

十三日晴天

一四時分所より飯出ル

一平瀬孫太夫赤崎次左衛門殿見舞、

一八時分伊せ八左衛門との当分唐物しまいとして參被居候由ニテ見舞、

一大鐘時分所役々見舞、尤酒取肴類差出申候、

一岩下小五郎殿見舞、

一十四日晴天

一四時分熊野權現江御詣の事、

一丸田孫市との見舞、

一大鐘時分郷士年寄酒取者持參ニテ御暇乞ニ參上仕候、尤飯差出候、

一てい主庄左衛門より差上候、

一六時分宿御立御乗舟被遊候得共、順風悪出帆の儀難成候ニテ候、尤所

より酒吸物飯出ル、

一風呂相立候間御入被成候、

十五日くもる

四時分郷士年寄内田與左衛門・野間口柴右衛門舟江見舞、

一船頭庄左衛門召出し、出帆の吟味申付候處、九時分出帆の事、其日兒  
か水はなまで参り候得共、順風あしくとふも難參旨、庄左衛門より申  
出候間、又々山川湊江入津仕候、

一直二所役々見舞、

十六日晴天

一前日同様の天気ニテ出帆難成候、

一鹿児島江状差出候、

十七日晴天

四時分山川湊出帆仕候、七時分知覽汐懸、

其夜七時分出帆、

浦役見舞、

十八日晴天

五時分坊津江入船所役々見舞

一郷士年寄 伊勢地仙太夫 組頭 伊勢地森之進

永井休右衛門 伊勢地善平

山崎瀧右衛門 浦役 鮫島惣四郎

一大鐘時分より 一条院江ゴ打ニ被参候、

十九日晴天

一助五郎・作一 一条院江ゴ打ニ被参候、

一七時分御出有之候、

廿日晴天

八時分より便船より涼ニ御出有之候、

一大鐘時分荷方舟坊江入津、

廿一日晴天

四時分より広大寺ニ参り申候、尤甚助・八左衛門あとより被参候、尤

作市・助五郎ゴ打ニテ御座候、和尚は泊より戻り候得共、則脇方江出  
申候、大鐘時分船江戻り申候、

廿二日晴天

一四時分所役々見舞、

一喜入多門殿より御用封相付候、

一所より唯今鹿児島より御取会参り申候様ニテ差出、

一夜四時分石原龍次郎殿薬丸喜八御書付を持参ニテ候由、

一四時分龍次郎喜八より御出可有之由、取会参り申候間、則御出有之候、

廿三日晴天

一四時分唐物掛より作市江御用申来候間出被申候由、

一大鐘時分大嶋上り船入津の事、

廿四日晴天

一鹿児島よりの状、知覽より相届候、尤大根占地頭ニ相替り候様申来候、

一四時分鮫島三迪見舞として参る事、尤いはしのしほ付五盃樽式ツ差上  
候、

一四時分よりあけ宿ニ御上り被成候、

一七時分三迪江御盃被下候、

一三迪江鎧を御あつけ被成候由、御約束有之候、

一六時分より向井源藏殿大嶋上りの由にて御見舞白さとう菓子被上候、

尤明日はくかより鹿児島江戻り候様被申候、

廿五日晴天

一四時分肱岡伊左衛門殿見舞、折田彦左衛門殿見舞、尤大嶋上り由伊左衛門より白さとふ差被上候、

一九時分久留助左衛門殿船の御手当ニて今日参り申候由ニて見舞、廿六日夕かたより雨

一橋口喜兵衛見舞として被参候、尤当分所横目相つとめ候よし、尤御用筋二て被参候、菓子梅ほし酒など進上仕候、廿七日晴天

一龍之進便として、龍次郎殿江今晚御まねき申上候由申遣候、大鐘時分より龍次郎喜八被参候、尤久留助左衛門殿も同様御まねき被遊候、其晚は所役々より参上仕度旨、尤酒吸物飯杯持参ニて御座候、尤年寄伊勢地仙太夫・永井休右衛門・山崎瀧右衛門此三人ニテ御座候、

一助五郎巢玄殿も御てい主ふりとして被参候、其晚五時分、喜八殿熊坂のうたい云れ候事、助左衛門座頭の歌をうたはれ候、其晩は九時分まで皆々被居候、廿八日晴天

一朝四時分坊津出帆、一壹番坊舟船頭正左衛門、船付曾右衛門壹番舟舟頭吉藏直左衛門水主拾三人御乗舟

一四番鹿籠舟美山喜三左衛門私舟は主左衛門次郎八

一其夜口之江良部江物船相附候、一出船之砌、龍次郎殿喜八殿助左衛門殿其外所役小船より御見送として被出候事、

廿九日晴天

一口之永良部江著致候、誠之暗夜二而難儀二而候、

一四時分くか江御上り被遊候、有馬善七左衛門と申者所立宿

一有馬伝右衛門弟子丸與次右衛門殿在番の由、

一四時分御船江見舞被成候、

一伝右衛門殿より鹿を少々御上被成候付、則吸物ニいたし出し申候、所より鱗片ひら差上候、

一庄屋荒木六左衛門 横目佐竹惣右衛門

一弁指徳永新吉 行司日高覺左衛門

一右人数御見舞トシテ参上仕候、

一晦日晴天

一本行寺江御出有之候、門内ニ奇木有之候得共、木名相知不申候由、

一六時分より助五郎との被参候、

一五時分巢玄被参候、

一長四郎を郷兵衛宿江遣し、御よひ被成候間郷兵衛祐介清之丞被参候、四時分まで被居候、尤焼酎出し其取肴少々、

一閏八月朔日

一舟の水主者共江天氣角力本行寺ニて為取申候、尤寺より焼酎差上候事、與次衛門も被参候、大鐘時分相済候間御帰り被遊候、

一二月晴天

一九時分より狩ニ参り申候、尤助五郎殿郷兵衛殿・與次右衛門殿・祐助殿・清之丞殿・甚助殿被参候、尤行司其外所之者共七八人参り候、其日は被取不申候間、大鐘時分帰り申候、

一所役々より焼酎差上申候、尤御出帆三付差上候由、其晩よひ被成候、

助五郎殿・巣玄殿<sup>江</sup>今晚は所より焼酎もらい申候間御出被致間敷哉、

申遣候得は助五郎・巣玄も所よりもらい申候間、今晚持参ニテ御座候、

其晩四時分被帰候、

三日晴天

一五時分船頭正左衛門・喜三右衛門參り今日も出帆難成由中上候、四時

分助五郎殿・郷兵衛・甚助・清之丞・祐助・八左衛門見舞、

四日晴天

一四時分川畠八左衛門殿被參候、今日は狩り企仕置候間不参哉と申候間、四過より参り申候所、其日は大鹿取得申候、尤庄屋・弁指・行司参り

申候、尤大くらいニテ御座候、

四足身所かわも差上候、

一其晩は所役々狩ニ参り候人皆々、其外與次右衛門・作一・郷兵衛・甚助・祐助・八左衛門・運右衛門被參候、其晩は四時分まで被居候、

五日晴天

一朝六半時分天氣模様宜相見得申候間、正左衛門出帆御聞被遊候得とも、模様あしく有之由申上候、然とも御乗付居可被遊由被仰候、

一與次右衛門<sup>江</sup>茶・蠅燭被下候、

一四時分宿御出立有之候、其折てい主より焼酎御取かわし有之候、

一御番所<sup>江</sup>御出有之候、尤両人より焼酎被上候、

一其日乗舟切宝島人四番舟<sup>江</sup>乗移り申候、

一其晩は諏訪の瀬汐かかり、

一其晩諏訪のたけもゆる事、

六日晴天

一朝六時分出帆事、

一其日八時分宝島大間泊<sup>江</sup>御向ニ被參候事、

一御宿は郡司宿<sup>江</sup>相付申候、

一其日九助殿在番兩人御宿ニテ御盃有之候、尤所より差上候焼酎、

一其晩四時分助五郎殿・巣玄殿舟付候由ニテ被參候、

一肝いり與力、其日見舞として被參候、

七日晴天

一伊地知新太夫より手作之かい差上被申候、尤鰹ふし御遣被成候、

一九時分市太郎・長四郎舟相付申候、

一八時分九助殿・助五郎との・巣玄殿在番見舞、

一四時分御番所<sup>江</sup>御出有之候、尤主左衛門御供

一八日晴天

一所よりぶた取入申候、

一大鐘時分てい主焼酎差上候、

一暮時分より助五郎殿立宿<sup>江</sup>御で有之候、尤九助殿・巣玄・郷兵衛被候、尤焼酎ニテ庭鳥吸物ミをいり出リ、其晩四時分御帰り、

一九日半天

一十日晴天

一在番<sup>江</sup>一刻可被參由、主左衛門御遣被成候得は則被參候、御書付之一件御見せ被遊候、

一九助殿ニも同様見置被成度御見せ被成候、

一同道ニテ御座候、

一九助殿御招ニテ御座候間、暮時分より御出有之候、尤助五郎・巣玄御

一 焼酎ニテ庭鳥のミソリフたの吸物出ル

十一日

一 八時分イキリス死がい御見分有之候、尤助介在番運右衛門出会之上御座候、尤しほつめかさミ有之候、

一所より庭鳥差上候、

十二日晴天

一 朝四時分より主左衛門磯松鳥右平太と参り申候、うなき取申候事クタ

カ人ニひほかしうなきとかえ申候、尤右平太外ニ壹疋持得申候間貳ツ共ニカえ来り申候、

一 七時分九助殿御咄被参候事、尤大鐘時分まで被居候、

一 暮時分より助五郎殿御用封判押ヒ被参候、其より一刻被戻て御咄に参候、尤四時分まで被居候間、焼酎出し申候、

一 大鐘過より石ニ絵書初リ舟附曾右衛門申置被書申候、

十三日雨晴

一 四時分水くは焼酎徳利壹ツ伊地知新太夫より被差上候、

一 九時分より濱ニ出し、尤龍之進・市太郎・喜藤次私ニテ御座候処、八時分くしらのふを喜藤次見当り申候間、則取締り段々巣玄殿杯二も相

尋申候間、別定無之由承申候、

一 大鐘時分より権五郎様助五郎殿私までも濱ニ出申候、尤助五郎殿焼酎

持参にて御座候、濱ニテのミ申候、尤くたか人呼咄御聞被遊候、くた

か人りも焼酎茶家壹ツ差上候事、

一 助五郎殿宿ニ庭鳥の汁仕申候間、御出可有之由御座候間御出有之候、尤私も參り申候事、外ニ巣玄・祐介・甚介ニテ御座候、

一 四時分御帰り被遊候、私は五時分戻り申候、

十四日晴天

一 朝四時分より濱ニ出申候、尤龍之進・市太郎・次郎八・右平太ニテ御座候、七時分戻り申候、

一 暮時分より権五郎様巣玄殿宿ニ御出有之候、尤五時分より甚助・祐助宿ニ御出有之候よし、

一 六時分田尻五藤兵衛参り候得共御留主ニテ御座候間被戻候、

十五日晴天

一 朝四時分より岩屋の觀音ニ御参詣有之候、尤皆々参り申候、與力五人其外助五郎殿巣玄殿所より案内ニ参り申候、岩屋内余程きれいニ御座候、岩内のいし取申候、八時分御帰り有之候、

一 七時分濱ニ参り申候、尤長四郎一人別れ、  
一 大鐘時分よりかもいりニ参り申候、尤右平太つれ参り申候所、いけ二て一羽いり申候、尤めいもニテ御座候、

一 其晩は助五郎殿甚助殿巣玄殿被参六時半時分より田尻五藤兵衛との被参候、

一 酒吸物出ス、尤私い候かもの吸物庭鳥の吸物出し申候、其晩は四時分まで被居候、

十六日晴天

一 朝四時分荷方船平之かたに見得申候、

一 尤七時分荷方船円通丸入津、

一 岡より遠見鏡見ニ参り申候、おかげ様も御出之有候、

一 六半時分より伊ちゝ新太夫との被参候、尤市太郎を御遣被成候、なますニ庭鳥のしめもん焼酎西瓜被差上候、尤其晩四時分まで被居候、

十七日晴天

一九時分より岩屋ニ参り申候、尤八左衛門清之丞ニテ御座候、七時分戻り申候、庭鳥汁被置宿ニテ八左衛門清之丞・助五郎・運右衛門被食申候、

一死体つミ舟出帆の由、大鐘時分より舟ニ被乗候得共、順風あしく出帆不叶候、尤宿元状相頼候、

十八日雨天

一前晚八時分より船見得候由、役々より承申候、

一朝四時分壹里計沖ニ相見得申候得共、風浪あしく漸々遠相成候、九時分形行不相知候、

一晩六時分より助五郎殿・巣玄殿・作市殿被参候、尤御使を御遣被成候、

一作一は下ニにて御座候間からいものほた餅出し申候、其夜九時分まで被居候、

一昼夜大鐘時分郷兵衛御呼被成候て御用談、

十九日雨

一四時分しよふきばん坂見氏三助五郎と参り申候、

一九時分右平太持居申候間かり申候、

一肝いり與力見舞の事、

一大鐘時分おかげ様九助殿宿ニ御出被遊候、

一大鐘時分より作一・郷兵衛・助五郎、

一しにふき打ニ被参候、尤この方より申遣候、

一私と作市・助五郎と郷兵衛ニテかけ打候、尤庭鳥の汁かけ御座候、私とも勝候、

廿日雨天

一四時分より助五郎殿宿ニてしよふきさし候、尤郷兵衛・作二ニテ御座

候、

一ゴのかけ被打候、尤私とも勝ニのり申候、私は八左衛門・武左衛門方ニのり申候得はかち申候、

一昨夜のかけの庭鳥の汁、六時分よつ出申候、

一御宿ニは九助殿参候由ニテ御座候、尤助五郎宿より庭鳥の汁差遣候、

一四時分戻り申候折、助五郎との被参候、尤私八左衛門・清之丞つれに参り申候て、兩人つれ來り申候て焼酎のミ申候うてをし抔有之候、

廿一日

一助五郎宿ニテご打有之候、尤作市・郷兵衛ニテ御座候、

一九時分鳥射ニ参り候得共、射不申候、

一六過戻り申候、助五郎宿より庭鳥の汁参り有之候間、則食申候、助五郎宿ニ参り申候所、八左衛門・清之丞ニテご打ニテ御座候、九時分居

り申候、

一戻り候得は所の者とも参り居申候、尤清藏親子ニテ御座候、横目權之進も参り申候、

廿二日晴天

一朝六時分鳥射ニ参り申候、尤先ニ郷兵衛被参候間御番所下より引返し、

一西の田畠ニ参り見候得共、鳥ハ居り不申候、四時分戻り申候、

一八時分濱ニつき見得申候由、右平太より承り申候間、則参り一丁位の所より射かけ候得共、不当候、

一暮前より助五郎殿宿ニ参候得共は、八左衛門・清之丞ゴ打ニテ御座候、

尤今晩は清之丞庭鳥の汁差上度よし被申候間、六過より助五郎殿と参り申候、

一八左衛門しゆつい〇す事、尤かるはても被至候、

一九時分戻り申候、尤長四郎向ニ参り候、

一おどゝ様より歌御遣被遊候、

一七時分竹之内運右衛門殿被参候、尤今日死体積私之出帆賦り候由承り

申候、大鐘時分出帆の事、

廿三日晴天

一朝六時分鳥射ニ参り候得共、居り不申候、

一助五郎殿宿ニテ今日も油ぬきの由被仰渡候、

一八時分作市殿よりからいもの餅もらい候事、

一四時分巣玄殿被参候て今晚御出可被下候よし御申被成候、

一七時分清之丞被参候てとふらんの儀被申上候、

一七時分船四五艘相見得候由承候、

一七時分龍之進使をして九助殿江鉄砲見物ニ御出被成間しく哉御出被成候、

一七時分より射場ニ参り申候、尤足輕五人ツヽ為射申候あとニテおどゝ

様・巣玄・祐助・甚介私ニ助五郎・清之丞・郷兵衛ニテかけを射申候、

一私ともまけ申候、甚助○壹ツ射申候間、其外皆不当候、暮前帰宿、

一暮過より巣玄宿ニ御出有之候、尤此方よりも吸物御持被成候、

一ふた吸物庭鳥のミソイリ、其外井硯ふた焼酌出申候、尤九介・郷兵衛・

作市・喜三左衛門ニテ御座候、尤助五郎と同道いたし、喜三右衛門参

り申候、助五郎殿は喜三右衛門宿ニテ少々やりつけ被参候、

一四半時分御帰り被遊候、

一所より肴差上、尤喜藤次よりも差上候、尤喜藤次下人よりも差上候、尤清藏よりも差上候、

廿四日晴天

朝四時分西の方ニ舟相見得候由承り申候、

一八時分舟当島ニ相附申候所、荷方舟神力丸ニテ御座候、

一八時分神力丸案内御届ニ参り申候、尤

一税所彦左衛門とのより状参り申候、尤此方よりも御出被成候、

一今月十三日大嶋江かけ下し候由承申候、

一先日五時分大嶋出帆の儀承申候、

一初参り候節はセンヨノ浦ニ参り候得共、大間の方廻し候様、舟頭正右衛門より申付候由、則大間泊の方ニ廻し候得は鰐舟ニテ、荷役の由候得共、風あしく、其夜大間浦ニタヽリ候由、尤荷方舟は漸々沖ニ相成候て五時分は舟相見得不申候由承申候、

一十五番舟瀬ニ乘リ掛候由承申候、

一十番船の水主はぶニ被打申候由承リ申候、尤清之丞被参候間、カラシカステル御遣被成候得共附不申候由承申候、

一暮過より巣玄宿ニ参り申候得は助五郎被居候しよふき差ニテ御座候、九時分まで居り申候、尤焼酌被出候、

一大鐘時分九助殿被参候、

廿五日

一朝四時分九介殿被参候事、

一興力見舞、

一八時分百計のばゝ居候由承り申候間、權五郎様御出有之候、尤茶など

被下候、

一七時分濱ニ参り申候も所大籠ニ助五郎殿清之丞被居候間戻りはてなみ

申候、一御自分前より八左衛門江手紙を遣し申候、則被参候清之丞も被参候様

申遣候間被参候、尤八左衛門しゆつなど致し申候、

九時分まで被居候、尤落し咄杯被致候、

廿六日雨

一朝四時分巣玄・助五郎肝いり六人見申候、

一巣玄宿に参り候得は助五郎殿被居候、

一しよふき差ニて御座候、

一てい主力ゝより焼酎壹徳利差上候、尤

一七時分吉村九助殿御状御遣被成候、尤

一九助殿追付被参候、尤所横目より差上候披露書持参ニて御座候、尤私

うつし申候、

一暮時分より御船手船頭喜三右衛門・平蔵御呼被成候筈御座候得共、平蔵は病氣にて得參上不仕候、喜三右衛門は參上仕候、尤助五郎殿清之丞・八左衛門巣玄殿御まねき被成候、

一八左衛門手つまを被致候事、尤九時分まで皆々被居候、

一硯ふた吸物井三ツ斗焼酎ニて出し申候、  
一其夜は九時分戻り被成候、

廿七日雨天

一四時分吉村九助殿在番兩人郡司横目兩人助五郎どの此人數あつまり被成候、尤在番ニて御用申遣候事、

一御出帆以後之御手当御申渡被成候、

一今晚は郡司横目兩人てい主右平太・喜藤次・右平太母・喜藤次妻・右平太妹御よひ被成候、

一大鐘時分より皆々被参候事、尤郡司横目より焼酎着差上候、てい主よりも屋さい肴など差上候、

一吸物硯ふた井五ツ斗酒焼酎出し申候、尤飯をさいばんニて出し申候、

一ばゝとも参りやららたうたい申候、

一八左衛門しゆつはにて、尤小刀のみちよふし蠅其外段々被置候、

一九時分まで被居候

(本館 調査資料室長)